(二)　(一)に規定する設備以外の設備の場合は、妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
		準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満		一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下		八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下		九〇デシベルから七三デシベルまで※	八〇デシベルから六〇デシベルまで※

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(2)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	九七デシベルから八七デシベルまで※	八四デシベルから七四デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	八七デシベル	七四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(2)　当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上一五〇kHz以下	四八・五デシベル（医療用設備にあつては、一七・一デシベル）
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	五七・五デシベル
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下	四七・五デシベル
一、七〇五kHzを超え二、一九四kHz未満	五二・五デシベル
二、一九四kHz以上三・九五MHz未満	四三・五デシベル
三・九五MHz以上二〇MHz未満	一八・五デシベル
二〇MHz以上三〇MHz以下	八・五デシベル